

投票立会人について

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことがその役割です。その投票立会人について、以下に詳細を説明いたします。よくお読みになり、投票立会人について理解された上で、登録の申し込みを行っていただきますようお願いいたします。

投票立会人の仕事は？

主な仕事の内容は次の①～④です。

①投票手続全般について立ち会うこと。(具体的には次のとおりです。)

- ・投票所の開閉について立ち会う。
- ・最初の選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会う。
- ・選挙人を選挙人名簿抄本との照合に立ち会う。
- ・投票用紙の交付に立ち会う。
- ・不在者投票の投函に立ち会う。
- ・投票箱の閉鎖に立ち会う。
- ・その他投票手続きの全般について立ち会う。

②意見を述べること。

次のことを投票管理者から意見を求められた場合は、意見を述べてください。

- ・投票（代理投票も含む）を拒否するかどうかについて、意見を求められたとき。
- ・代理投票補助者の選任について、意見を求められたとき。
- ・不在者投票を受理するかどうかについて、意見を求められたとき。

- ・選挙人が投票を拒否されたことに異議があるとき。

③投票録に署名すること。

職員が作成した書類に署名をします。代筆は認められていませんので、必ずご自身で署名をお願いします。

④投票箱等を開票所の開票管理者（選挙長）のもとに送致すること。

投票管理者が指定した立会人1名は投票箱のカギ入り封筒をひとつ保管し、投票管理者とともに投票箱に付き添い、開票所まで投票箱を送致します。（送致後はすぐに帰宅できます。）

立ち会う時間はどれくらい？

立会時間（予定）については、次のとおりです。

- ・期日前投票所 8:30～20:00
- ・当日の投票所 7:00～18:00

また、午前と午後の交替制を行う場合もあります。その場合の立会時間（予定）は次のとおりです。

- ・期日前投票所 午前の部 8:30～14:15 午後の部 14:15～20:00
- ・当日の投票所 午前の部 7:00～12:30 午後の部 12:30～18:00

※投票時間の変更があった場合は、立会時間も変更になります。

投票立会人は何人？

えびの市では、ひとつの投票所に2人（交替制のときは最大4人）の投票立会人が必要です。投票立会人が法定数の2人を欠いて行われた選挙は無効の原因となりますので、投票立会人に選任された後は、病気やその他事故など、やむを得ない理由がある場合を除いて、正当な理由がなく投票立会人を辞退することはできません。

また、投票立会人は、投票所から離れることはできません。家が近所にあっても、自宅に戻ることはできません。

なお、投票所内で、トイレに行ったり、体をほぐすための休憩や昼食休憩をとったりはできますが、その場合は2人同時に席を立たないようにしていただきます。

立ち会いは何日間？

投票日当日の立会期間は1日間です。

期日前投票の立会期間は、選挙の種類により異なります。その期間中で、都合の良い日に立ち会いを依頼します。複数の日を依頼することもあります。

選挙の種類による期日前投票の期間は次のとおりです。

- ・衆議院議員総選挙 → 投票日前11日間
- ・参議院議員通常選挙 → 投票日前16日間
- ・宮崎県知事選挙 → 投票日前16日間
- ・宮崎県議会議員選挙 → 投票日前8日間
- ・えびの市長選挙／えびの市議会議員選挙 → 投票日前6日間

報酬はもらえる？

投票立会人の報酬については、「えびの市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき次のとおり支払われます。支払いは口座振込となります。なお、報酬日額とは別に投票所までの旅費相当として費用弁償も支払われます。

- ・期日前投票の投票立会人 → 日額 9,600 円 + 費用弁償 1,200 円
- ・投票日当日の投票立会人 → 日額 10,900 円 + 費用弁償 1,200 円

上記の額から源泉徴収税額を差し引いた金額を、投票日から 2 か月以内に指定された口座に振り込みます。

※午前と午後の交替制を依頼した場合は、日額の半額が報酬となります。（費用弁償は半額ではなく 1,200 円のままとなります。）

投票所までの送迎はある？

投票所までは自分で来ていただく必要があります。

立会当日の流れは？

期日前投票所の流れは次のとおりです。

- ①午前 8：10 までに、期日前投票所に集合する。
- ②投票箱を運搬し、投票箱の開錠に立ち会う。

※期日前投票日初日は、上記ではなく、投票開始後、最初に投票される方（3 人以内）と一緒に、投票箱が空であることの確認を行います。

- ③投票開始後、投票終了まで投票に立ち会う。
- ④投票録に署名する。

⑤投票所の閉鎖に立ち会う。

⑥投票箱の施錠に立ち会い、施錠した投票箱を保管場所まで運搬する。

⑦解散

なお、食事については、昼食もしくは夕食のどちらかでお弁当を用意いたします。

夕食を希望される場合は、昼食は持参されるか出前注文されるかご自身で準備をお願いいたします。

投票日当日の流れは次のとおりです。

①午前 6：45 までに、立ち会う投票所に集合する。

②投票所の開設に立ち会う。

③投票開始後、最初に投票される方（3人以内）と一緒に、投票箱が空であることの確認を行い、引き続き投票に立ち会う。（お昼ごろに、投票管理者の指示により食事とさせていただきます。なお、昼食は自己負担となります。通常、職員も弁当等を注文しますので一緒に注文してもらう流れです。）

④投票録に署名する。

⑤投票所の閉鎖に立ち会う。

⑥投票管理者が指定した投票立会人 1 名は投票箱のカギ入り封筒をひとつ保管し、投票管理者とともに投票箱に付き添い、開票所まで投票箱を送致する。（送致後はすぐに、投票管理者とは別の職員が投票所までお送りします。その後帰宅できます。また、投票箱の送致をしない投票立会人は投票所の閉鎖後、解散となります。）

交替制の場合の立会の流れは？

交替制の立会の流れは次のとおりとなります。

期日前投票の午前の方の場合

①午前 8：10 までに、期日前投票所に集合する。

②投票箱を運搬し、投票箱の開錠に立ち会う。

※期日前投票日初日は、上記ではなく、投票開始後、最初に投票される方（3人以内）と一緒に、投票箱が空であることの確認を行います。

③投票に 14：15 まで立ち会う。（お昼ごろに、投票管理者の指示により食事をしていただきます。また、14：00 頃から、午後の投票立会人の方への引き継ぎを行います。）

期日前投票の午後の方の場合

①14：15 までに、期日前投票所に集合する。

②午前の投票立会人の方から引き継ぎを受ける。

③そのまま 20：00 の投票終了まで立ち会う。（夕方以降、投票管理者の指示により夕食をとっていただきます。なお、昼食は出ませんのでご了承ください。）

④投票録に署名する。

⑤投票所の閉鎖に立ち会う。

⑥投票箱の施錠に立ち会い、施錠した投票箱を保管場所まで運搬する。

⑦解散

投票日当日の午前の方の場合

①午前 6：45 までに、期日前投票所に集合する。

※期日前投票日初日は、上記ではなく、投票開始後、最初に投票される方（3人以内）と一緒に、投票箱が空であることの確認を行います。

③投票に12：30まで立ち会う。（12：15頃から、午後の投票立会人の方への引き継ぎを行います。）

投票日当日の午後の方の場合

①12：15までに、期日前投票所に集合する。

②午前の立会人の方から引き継ぎを受ける。

③そのまま18：00投票終了まで立ち会う。

④投票録に署名する。

⑤投票所の閉鎖に立ち会う。

⑥投票管理者が指定した投票立会人1名は投票箱のカギ入り封筒をひとつ保管し、投票管理者とともに投票箱に付き添い、開票所まで投票箱を送致する。（送致後はすぐに、投票管理者とは別の職員が投票所までお送りします。その後帰宅できます。また、投票箱の送致をしない投票立会人は投票所の閉鎖後、解散となります。）

立会い当日に持ってくるものは？

前もって連絡しますが、必ず持ってきていただくものは以下のとおりです。

- ・印鑑（認印で大丈夫です。）
- ・報酬等振込関係書類（必要な場合は選挙管理委員会事務局より送付します。）

また、あると便利なものは以下のとおりです。

- ・座布団等（長時間、椅子等に座っていただくため。）
- ・ひざ掛け、羽織るもの、カイロなど（寒い時期の選挙の場合）

- ・飲み物 ※常温のお茶のペットボトル1本は配布されます。

投票立会人候補者の応募条件は？

投票立会人候補者に応募できる方は、次のすべてに該当する方となります。

- ・本市の住民基本台帳に記載されている方
- ・本市の選挙人名簿に登録されている方
- ・えびの市暴力団排除条例第2条第3号の規定に該当しない方
- ・上記のほか立会人となることに支障のない方

投票立会人には、期日前投票の投票立会人と投票当日の投票立会人の2種類があり、どちらか片方または両方に、応募ができます。

投票立会人候補者登録申込から立会い決定までの流れは？

概ね、次のような流れになります。

- ①「投票立会人候補者登録申込書」を市選挙管理委員会へ提出。
(※申込用紙は、市ホームページや、選挙管理委員会で入手できます。)
- ②市選挙管理委員会で登録要件を確認し、該当していれば登録する。
- ③市選挙管理委員会から本人へ登録決定通知を送り、この時点で登録決定。
- ④選挙の日程が近づいてきたら、市選挙管理委員会から、登録者に対し、立会いが可能な日の照会を行う。
- ⑤候補者への照会をもとに、市選挙管理委員会が投票立会人の調整を行い、立会人に決定した方へ、投票立会人の選任通知（あわせて立ち会う日時等の通知も）を送る。
- ⑥投票日の概ね2～3日前に、市選挙管理委員会または投票管理者（投票所の責任者）

から、投票立会人の方に対して、当日立会の再度の確認と、事務連絡を行う。

⑦選任通知で指定された日時に立会を行う。

登録されたら、必ず立会を行うことになる？

登録されたからといって、必ずしも立会を行うことになるとは限りません。

選挙のつど、立会が可能かどうか事前に照会をし、可能な範囲で立会をお願いすることとなります。

また、登録されても、希望する投票区内で複数の投票立会人候補者がいる場合には、立会をお願いしないこともあります。

登録された後、登録をやめたい場合はどうする？

登録をやめたい場合は、「投票立会人登録候補者辞退届」を市選挙管理委員会へ提出してください。辞退届を確認後、市選挙管理委員会より、登録抹消通知を送付します。

立会当日に、都合が悪くなったら、辞退できる？

投票立会人として正式に選任され、選任通知を受け取った以後は、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、立会人を辞退することはできません。

立会人がいないと、投票を開始することができないなど、選挙の執行に支障をきたします。

万が一、やむを得ない理由で、立会ができなくなった場合は、すぐに、選挙管理委員会に連絡していただきます。